

契 約 条 項

文京区長を甲とし、供給者、請負者又は受託者を乙として、表記金額で物品購入、印刷製本、委託、賃貸借、修繕、工事等を行うため、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1条 乙は、別紙の仕様書、図面又は内訳書(以下「仕様書等」という。))に基づき、表記の物品、印刷製本、委託業務、賃貸、修繕、工事等を、表記の金額をもって、表記の納期又は工期(以下「期限」という。))までに、表記の指定場所において納入又は履行(以下「業務」という。))を完了しなければならない。

2 乙は、物品を納入する場合において、仕様書等にその品質が明示されていないときは、中等品以上の品質のものを納入しなければならない。

3 乙は、印刷製本を請け負う場合において、印刷物のために使用する材料のうち、乙が調達するものについて、仕様書等にその品質、銘柄等が明示されていないときは、中等以上の品質、銘柄等であるものを使用しなければならない。

4 乙は、この契約を履行する上において当然必要なものは、乙の負担で行うものとする。

第2条 乙は、印刷製本、委託及び派遣の契約について、業務の全部又は主要な部分を、一括して第三者に委託してはならない。

2 乙は、業務の一部(主要な部分を除く。))を第三者に委託しようとするときは、委託する業務の範囲、委託先その他必要な事項について、あらかじめ書面により甲に申し出て、甲の承諾を得なければならない。

第3条 甲は、乙から納品書、確認書若しくは完了届の提出又は業務完了の届出があったときは、その日から起算して工事の場合は14日以内、その他の場合は10日以内に検査を行うものとする。

2 甲は、前項の検査を行う場合において必要があるときは、乙に対し、その理由を通知して、甲が自ら又は第三者に委託して当該検査に係る物品又は印刷物を破壊し、若しくは分解し、又は試験をして検査を行うことができる。

3 第1項の検査に直接必要な費用及び検査のため変質変形し、又は消耗毀損した物品又は印刷物に係る損失は、全て乙の負担とする。

第4条 物品購入及び印刷製本の場合において、所有権は、前条第1項の検査に合格したときに、乙から甲に移転するものとする。

第5条 物品購入又は印刷製本の場合において、乙は、納入した物品又は印刷物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。))であるときは、別に定める場合を除き、所有権移転の日から1年間、修補又は代替物の引渡し等による履行の追完又は損害賠償の責めを負うものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じたものであるときは、この限りでない。

第5条の2 工事の場合において、甲は、引き渡された工事目的物が契約不適合であるときは、乙に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は履行の追完を請求することはできない。

第6条 工事の場合において、甲は、引き渡された工事目的物に関し、引渡しを受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。))をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、木造の建物等の建設工事請負契約及び設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、甲が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、乙はその責任を負わない。ただし、本文に規定する検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、甲の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 甲が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。))の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から1年が経過する日まで前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 甲は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときは適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8 甲は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は甲の指図により生じたものであるときは、甲は、当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、乙がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第7条 甲は、期限までに業務を完了することができない場合において、期限後相当の期間内に業務を完了する見込みがあると認めたときは、期限を延長することができる。

2 甲は、前項に規定する期限の延長に当たり、期限までに業務を完了することができないことについて乙の責めに帰すべき事由があると認めたときは、遅延違約金を徴収するものとする。

3 前項の遅延違約金の額は、期限の翌日から当該業務が完了した日までの日数に応じ、契約金額(単価契約にあつては単価に履行すべき数量を乗じて計算される契約金額相当額、以下この条において同じ。))に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。))第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率と同率(年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。))を乗じて計算した額(その額が100円未満であるときは、遅延違約金を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額とする。))とする。この場合において、検査に合格した履行部分があるときは、これに相応する契約金額相当額を、遅延違約金の算定に当たり、契約金額から控除する。

4 前項の遅延違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。

5 第2項の遅延違約金は、第18条の規定による違約金又は第20条の規定による損害賠償の予定又はその一部と解さないものとする。

第8条 この契約の履行に関して発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。))については、乙がその費用を負担するものとする。ただし、乙の責めに帰することができない事由により生じたときは、この限りでない。

第9条 甲は、必要があると認めたときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる。

2 前項の規定による契約内容の変更等により契約金額を変更するときは、甲乙協議の上で定める。

第10条 甲は、乙の業務が完了し、第3条第1項の検査に合格した後に、契約代金を支払うものとする。ただし、委託又は賃貸借の場合において、業務が長期にわたるときは、出来形部分に対し毎月又は別に定める期日に代金の一部を支払うことができる。

2 乙は、甲の定める手続に従って書面により代金を請求するものとする。

3 甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して工事の場合は40日、その他の場合は30日以内に代金を支払わなければならない。

4 甲は、前項の期間内に代金を支払わないときは、乙に対し支払金額に遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率(年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。))を乗じて計算した額(その額が100円未満であるときは、遅延利息金を支払うことを要せず、その額

に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額とする。)を遅延利息金として支払うものとする。

第11条 甲は、必要があると認めたときは、次条又は第13条の規定によるほか、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の解除により乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議の上定める。

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約を解除することができる。

ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 乙が期限までに契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと甲が認めたとき。

(2) 正当な理由がなく、第5条及び第5条の2の履行の追完がなされないとき。

(3) 前各号のほか、乙がこの契約に基づく義務を履行しないとき。

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 乙又はその代理人若しくは使用人が契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。

(2) 乙又はその代理人若しくは使用人が甲の検査の実施に当たり、正当な理由がなく職員等の指示に従わないとき又はその職務の執行を妨害したとき。

(3) 乙が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当することが判明したとき。

(4) この契約に関して、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令)が確定したとき。

(5) この契約に関して、乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条に規定する刑が確定したとき。

(6) 乙が第15条又は第16条の規定によらずに契約の解除を申し出たとき。

第14条 第12条各号又は前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

第15条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

第16条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第9条第1項の規定により、甲が履行を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が3月以上に及ぶとき又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。

(2) 第9条第1項の規定により、甲が契約内容を変更しようとする場合において、当初の契約金額が2分の1以下に減少することとなるとき。

第17条 第15条又は前条各号に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

第18条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に納付しなければならない。ただし、次に該当する場合を除き、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

(1) 第12条又は第13条の規定により契約を解除した場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次に掲げる者がこの契約を解除したときは、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の規定にかかわらず、履行の一部が第3条の検査に合格した時は、第1項の違約金の額は、契約金額から当該検査に合格したものの契約金額相当額を控除した金額を基礎として計算する。

4 第1項に該当する場合において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金を第1項の違約金に充当することができる。

5 甲は、乙が第13条第3号に該当すること又は相当の理由によって契約の解除を申し出たときは、前4項の規定を適用しないことができる。

6 第1項の違約金は、第20条の規定による損害賠償の予定又はその一部と解さないものとする。

第19条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第15条又は第16条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、甲が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

第20条 乙は、この契約に関して、第13条第4号又は第5号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かにかかわらず、損害賠償金として、契約金額の100分の10に相当する額を支払わなければならないものとし、この契約を履行した後も同様とする。ただし、同号に該当する場合において、乙の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、甲が超過分につき損害賠償を請求することを妨げるものではない。

第21条 乙は、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することができない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

第22条 甲は、この契約から乙に対する金銭債権が生じたときは、乙に支払うべき代金と相殺し、なお不足が生じるときは、更に追徴する。

第23条 税法の改正により消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の税率が変動した場合における消費税等の計算は、変動後の税率の適用が開始された日(以下「適用開始日」という。)以後は、変動後の税率による。ただし、適用開始日前又は税法に定める経過措置に該当する場合は、変動前の税率による。

第24条 電磁的記録により作成する場合において、この契約は、甲及び乙が電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をいう。)の措置を行った日にかかわらず、当該請書に定める年月日より確定したものとみなし、当該日から効力を有するものとする。

第25条 この契約条項に記載する事項以外の事項については、文京区標準契約約款の定めによることとする。

2 この契約条項の解釈について疑義が生じたとき又は契約条項及び文京区標準契約約款に定めない事項については、その都度甲乙協議の上決定するものとする。

重要情報の取扱いに関する特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約による業務を処理するため重要情報を取り扱う場合は、個人情報等の保護に関する法令並びに文京区情報セキュリティに関する規則(平成15年6月文京区規則第50号)及び文京区立教育機関等情報セキュリティに関する基本方針(2025文教教第2708号)を遵守し、又はその趣旨を尊重して、適切に取り扱わなければならない。

(定義)

第2条 この特記事項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 重要情報 文京区行政情報管理規則(平成25年11月文京区規則第75号)第28条第1項に規定する秘密文書に含まれる情報及び個人情報等のほか、文京区情報公開条例(平成12年3月文京区条例第4号)第7条第1項に規定する非公開情報をいう。
- (2) 個人情報等 重要情報のうち、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。

(秘密の保持)

第3条 乙は、この契約による業務に関して知り得た重要情報の内容をみだりに他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務の従業者又は従業者であった者についても、前項の規定による義務を遵守させなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第4条 乙は、この契約による業務を処理するため甲から引き渡された重要情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(作業場所の報告)

第5条 乙は、甲の求めに応じ、重要情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を定めなければならない。

2 乙は、甲の求めがあったときは、前項の作業場所を甲に報告しなければならない。

(規定の整備)

第6条 乙は、個人情報等を適切に取り扱うため、安全管理に関する規定等を整備しなければならない。

(管理責任者等の報告)

第7条 乙は、甲の求めに応じ、重要情報の取扱いに係る管理責任者(以下「管理責任者」という。)及び作業従事者を定めなければならない。

2 乙は、甲の求めがあったときは、前項の管理責任者及び作業従事者を甲に報告しなければならない。

3 乙は、管理責任者及び作業従事者を変更しようとするときは、事前に甲に申し出て、承諾を得なければならない。

4 管理責任者は、重要情報の適正な管理及び安全確保を図るとともに、仕様書等に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

5 作業従事者は、管理責任者の指示に従い、仕様書等に定める事項を遵守しなければならない。

(教育の実施)

第8条 乙は、作業従事者に対して適切な重要情報の保護及び情報セキュリティに関する教育並びに緊急時対応のための訓練を計画的に実施し、必要な知識を習得させるものとし、甲の求めがあったときは、その実施状況を報告しなければならない。

(再委託)

第9条 乙は、この契約による業務に係る重要情報の処理を自ら行い、甲が承諾した場合を除き、第三者(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)を含む。以下同じ。)にその処理を委託してはならない。

2 乙は、この契約による業務に係る重要情報の処理について、再委託により実施する必要があるときは、当該再委託先の名称及び所在地、委託内容、委託理由、安全管理措置、再委託先に対する管理並びに監督の方法等について事前に書面等により甲に申請し、承諾を得なければならない。

3 乙は、前項に規定する承諾を得て再委託を行う場合は、再委託先にこの契約の内容を遵守させ、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(持出しの禁止)

第10条 乙は、この契約による業務に係る重要情報を作業場所以外に持ち出してはならない。ただし、個人情報等を除く重要情報であって、甲の承諾を得たものについては、この限りでない。

(搬送及び授受)

第11条 乙は、この契約に係る重要情報を搬送し、及び授受する場合は、暗号化、パスワード設定等の保護対策、鍵付きのケース等に格納する等の重要情報の紛失及び不正利用を防止するための安全管理措置、運搬に当たってのセキュリティ便の使用等の紛失リスクの低減対策等を実施しなければならない。

2 乙は、重要情報を搬送し、及び授受するに当たっては、運搬、保管・管理、廃棄等の各段階におけるその保護対策の状況、安全管理措置の状況等に関する記録及び適正な状況であることの確認を行った記録を残し、甲の求めに応じ、報告しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第12条 乙は、この契約による業務を処理するため甲から引き渡された重要情報を、甲の承諾なくして複写し、又は複製してはならない。

2 乙は、この契約による業務を実施する上で、やむを得ず重要情報を複写し、又は複製するときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。この場合において、乙は、当該業務の終了後に、直ちに複写し、又は複製した重要情報の電磁的記録の消去及び印刷物の廃棄(以下「消去等」という)を行い、利用、再生又は再利用ができない状態にしなければならない。

3 乙は、前項の規定により重要情報の消去等を行ったときは、消去等の日時、方法、場所等を記載した書面等により甲に報告しなければならない。

(保管及び管理)

第13条 乙は、重要情報の保管及び管理について、安全管理上必要な措置を講じ、重要情報の漏えい、滅失又は毀損等の事故を防止しなければならない。

(重要情報の返還及び消去等)

第14条 乙は、この契約が終了したときは、この契約による業務を処理するため甲から引き渡された重要情報について、甲の指定した方法により返還又は消去等を行わなければならない。

2 乙は、この契約による業務において利用する重要情報の消去等を行ったときは、消去等の日時、方法、場所等を記載した書面等により甲に報告しなければならない。

(電子情報処理機器の修理又は廃棄)

第15条 乙は、この契約による業務で使用するサーバ、パソコン等の機器(以下「電子情報処理機器」という。)を修理し、又は廃棄するときは、次に掲げるいずれかの措置(当該措置を行うことが困難な場合にあっては、甲に協議の上で承認を得た方法による措置)を行うことにより、事前に当該電子情報処理機器に保存されている重要情報を消去し、再生又は再利用ができない状態にするとともに、これらの措置をした日時、方法、場所等を記載した書面等により甲に報告しなければならない。

(1) 記録装置の物理的又は電磁的な破壊

(2) 電子情報処理機器に保存されている重要情報を消去し、再生又は再利用ができない状態にする措置

2 甲は、必要があると認めるときは、乙が前項に規定する措置を行う際に立ち会うことができる。

(立入調査等)

第16条 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の処理に関して取り扱う重要情報の管理状況等について、立入調査をすることができるものとし、乙は、原則としてこれに応じなければならない。ただし、立入調査を行う場所へ乙以外の者が立ち入ることを禁止している場合その他立入調査を行うことが困難であると認められるときは、重要情報の管理状況等に係る調査の方法について、甲乙協議の上決定するものとする。

2 甲は、この契約による業務の処理において必要があると認めるときは、重要情報の取扱いについて、乙に対して必要な指導及び助言を行うことができる。

(報告義務)

第17条 乙は、甲の求めに応じ、書面等により重要情報の管理状況、この契約による業務の履行状況等について甲に報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、この契約による業務について次に掲げる事象が発生した場合(当該事象のおそれがある場合を含む。)は、直ちに甲に報告し、その指示に従わなければならない。

- (1) 重要情報の漏えい、紛失、滅失又は毀損
- (2) 重要情報の改ざん
- (3) 不正アクセス
- (4) 前各号に掲げるもののほか、情報セキュリティに悪影響を及ぼす事象

3 前項の報告義務は、この契約が終了した後も同様とする。

(公表、損害賠償及び契約解除)

第18条 甲は、乙がこの特記事項の規定に違反した場合は、その事実を公表することができる。

2 乙は、その責めに帰すべき理由によりこの特記事項の規定に違反し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。乙の責めに帰すべき理由による重要情報の漏えい、滅失又は毀損等の事故により甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

3 乙が、その責めに帰すべき事由により、この特記事項に違反したときは、甲は、この契約を解除することができる。

契約における暴力団等排除措置に関する特記事項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約と一体をなす。

(用語の定義)

第2条 この特約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 甲 発注者である文京区をいう。
- (2) 乙 文京区との契約の相手方をいう。乙が特定建設共同企業体、事業協同組合等であるときは、その構成員全てを含む。
- (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号の暴力団をいう。
- (4) 暴力団員 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (5) 暴力団関係者 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう(この特約においては、暴力団員には暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)
- (6) 不当介入 不正な利益を得る目的で暴力団関係者が行う行為で、事実関係及び社会通念等に照らして合理的理由が認められない不当又は違法な要求、妨害その他契約内容の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。
- (7) 法人の役員又は使用人 個人事業主、法人の代表者及び法人の役員(役員として登記し、又は届出されていないが、実質上経営に関与している者を含む。)又は支店若しくは営業所を代表する者並びに直接雇用契約を締結している正社員をいう。

(乙が暴力団関係者であった場合の甲の解除権)

第3条 甲は、乙が各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。

- (1) 法人の役員又は使用人が暴力団員であるとき又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (2) 法人の役員又は使用人が業務に関し、不正に財産上の利益を図るため又は第三者に損害を加えるために暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (3) 法人の役員又は使用人が暴力団又は暴力団員に対して、直接若しくは間接的に金銭、物品その他の財産上の利益を与え、便宜を供与し、又は暴力団の維持若しくは運営に協力したと認められるとき。
- (4) 法人の役員又は使用人が暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
- (5) 法人の役員又は使用人が下請契約、資材及び原材料の購入契約等に当たり、その契約の相手方が前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、当該契約したと認められるとき。

2 乙が前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の請求をすることができる。

(暴力団等を排除するための連携)

第4条 甲及び乙は、警察と連携し、この契約に不当介入しようとする暴力団及び暴力団関係者を排除するために必要な情報交換又は捜査協力等を行うものとする。

(不当介入を受けた場合の措置)

第5条 乙は、この契約の履行に当たり、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 本契約に関して、暴力団又は暴力団関係者から不当介入を受けた場合は、き然として拒否し、速やかに甲に報告するとともに、警察に届け出ること。
- (2) 下請負人又は再受託者がある場合において、当該下請負人又は再受託者が暴力団又は暴力団関係者から不当介入を受けたときは、き然として拒否し、乙に速やかに報告するとともに、警察に届け出るよう当該下請負人又は再受託者を指導すること。